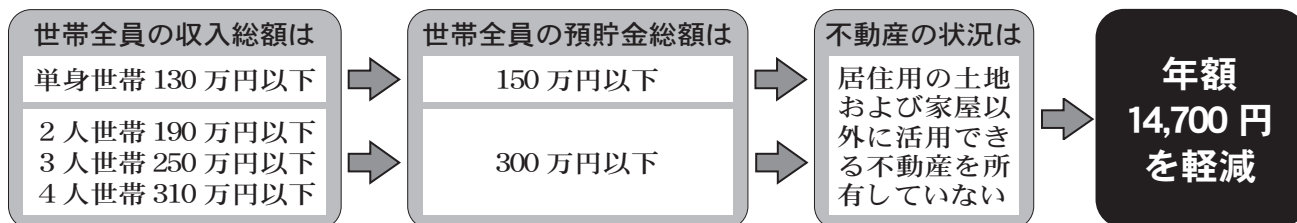


介護保険を利用の方へ

保険料が軽減されるかも？

平成 27 年度における介護保険料が第 2・第 3 段階で、下記の要件に該当する方は、申請により介護保険料が軽減されます。また、市民税未申告の方も、税申告により介護保険料が変更になる場合があります。



▷申請に必要な物

- 本人の印鑑
- 平成 26 年分(1 月～12 月)の世帯全員の収入がわかるもの
(年金の支払通知書、所得税の源泉徴収票、確定申告書などの写し)
- 世帯全員の全ての預貯金通帳またはその写し
- 平成 27 年度介護保険料納入(付)通知書(7 月上旬に発送予定)

▷申請の手続き

7 月 15 日(水)から市高齢介護課、北村・栗沢支所保健福祉課で行えます。なお、申請した翌月に軽減の決定内容(非該当も含む)をお知らせします。

介護保険制度が変わります

8 月
から

一定以上の所得がある方の介護サービス利用者負担が 2 割になります

「一定以上の所得のある方」とは、次の条件の両方にあてはまる方をいいます。

- 本人の合計所得金額が 160 万円以上の方
- 同一世帯の 65 歳以上の方(第 1 号被保険者)の年金収入とその他の合計所得金額を合わせた金額が単身世帯で 280 万円以上、2 人以上の世帯で 346 万円以上の方
要介護認定者には負担割合証を交付します。(7 月下旬に発送予定)

施設入所者の食費、居住費の補助対象要件が縮小されます

【7 月末まで】

- 世帯が非課税であれば補助の対象となります
- 非課税年金は、所得の判定基準から除外しています

【8 月から】

- 低所得者でも預貯金(有価証券や投資信託を含む)などが単身者の場合 1 千万円以上、夫婦の場合 2 千万円以上ある方は対象となりません
 - 世帯が違ってても配偶者が市民税を課税されていれば対象となりません
- #### 【平成 28 年 8 月から】
- 非課税年金(遺族年金や障害年金など)も含めた所得で判定します

問合せ先 市高齢介護課